

2/4第5回理事会開催 2021年度（令和3年度）主要日程決定

2月4日（木）18時30分より、第5回理事会をWeb併用で開催しました。

主な議題は、2020年度の収支見込、2021年度の主要日程、慶弔規程の改定、支部再編の経過報告です。

2021年度の主要日程は、今後新型コロナウイルス感染がどのようになるかはわからない状況にありますが通常の状態であることを前提に計画しました。

第75回通常総会は5月25日。永年勤続表彰式・サマーフェスタは8月6日。新年賀詞交歓会は1月6日としました。

2021年

4	8	木	正副理事長会
	8	木	賛助会員幹事会
	20	火	監事会（会計監査）
	22	木	第1回理事会（決算理事会）
5	6	木	正副理事長会
	13	木	江東・北合併総会（江北支部）
	25	火	第75回通常総会
6	3	木	正副理事長会
	11	金	第1回情報推進委員会
	23	水	全機工連通常総会
	24	木	第2回理事会
7	1	木	正副理事長会
8	6	金	正副理事長会
	6	金	第52回永年勤続優良従業員表彰式
	6	金	第19回サマーフェスタ

9	9	木	正副理事長会
	10	金	第2回情報推進委員会
10	7	木	正副理事長会
	28	木	第3回理事会
11	4	木	正副理事長会
12	9	木	正副理事長会
	9	木	第4回理事会
	15	水	第3回情報推進委員会

2022年

1	6	木	新年賀詞交歓会
2	3	木	正副理事長会
	24	木	第5回理事会
3	3	木	正副理事長会
	11	金	第4回情報推進委員会

2021年4月1日から本部・支部の慶弔規程が変わります

支部再編に伴い、これまでバラバラだった支部慶弔規程の統一あわせて本部・支部の重複等を調整するため福利厚生委員会・正副委員長と事務局で検討し起案した内容が理事会で承認されました。

また、決定された規定は2021年4月1日から実施しますが、支部統合が5月中旬になるため、4月1日から支部統合までの間に事由が発生した場合は、支部規程の改定前でも下記規程で行うことを確認しました。

実施時期…2021年4月1日

お祝金

	本部	支部	備考
招待を受け組合を代表して結婚式に出席	20,000円		
組合員の祝賀行事に出席	10,000円		社屋落成、叙勲等
支部及び関連団体の行事に出席	10,000円	10,000円	支部行事、関連団体賀詞交歓会等（青年部会新年会含む）

支部周年行事に出席	10,000円	10,000円	(青年部会含む)
-----------	---------	---------	----------

弔慰金

	本部	支部	備考
組合員（現代表者）	生花及び 10,000円	生花もしくは 20,000円	
組合員（前・元代表者）	10,000円	10,000円	
組合員（現代表者）の 配偶者	10,000円	10,000円	
本部役員	生花及び 20,000円		正副理事長を含む 理事及び監事
※本部事務局員の弔慰金は組合員（現代表者）に準じる。 ※この規定に不足する場合は、本部においては理事長、支部においては支部長が判断する。			

病気見舞金、災害見舞金…廃止（廃止理由）

- ①病気見舞金は、組合への連絡がほとんどなく、また連絡したがないことが多いため。
- ②災害見舞金は、昨今の自然災害の多さ、広域被害等を考慮すると財政的にも支払えないことが生じる可能性があるため。



新型コロナウイルスのワクチン接種が始まりました

ワクチン接種に当たって会社が考えなければならないポイントが紹介されました。（日本医師会会員）
参考にしていただければ幸いです。

会社は社員に、新型コロナワクチン接種を強制できるか？

会社は社員にワクチン接種の強制はできません。



ワクチン接種後、副反応によって体調不良になった場合どうするのか？

一般的に、国が推奨するワクチン接種によって病気や障害などの健康被害が生じた場合、予防接種法に基づく救済制度があります（予防接種健康被害救済制度）

社員はワクチン接種したことを会社に伝えなければならないのか？

伝える必要はないと思われます。

ワクチン接種を出社の条件にしているのか？ ワクチン未接種を理由に、出社を断り、在宅勤務を継続可能か？

ワクチン接種の有無を条件に、会社が社員の働き方を強制的に決めることは、あってはならないこと
でしょう。

接種した社員（等）が「接種していない社員と一緒に働きたい」という場合は？

社員の感情を理解し共感を示すことが大切です。しかし、そのような理由で会社が何らかの特別な配慮（部屋を分ける、在宅や出社の配慮等）を必ずしなければいけないということはありません。

新型コロナワクチン接種に対して、会社がやるべきことは？

「それは医療の問題であるから、行政と個々人の判断に任せる」ということです。つまり、「会社が前面に出る場面ではないと思う」と伝えます。

3月の予定

3月4日	木	正副理事長会議	15:00
3月12日	金	第4回情報推進委員会	18:00
3月17日	水	江東・北支部合同会議	18:30
3月26日	金	第6回新たな営業を模索する委員会	18:00

(会場はいずれも組合会議室及びWeb併用)

